

巻頭言

1900年の義和団事件で中国が一時的に無政府状態に陥り、東アジアの秩序が大きく動揺したことによって、現状打破の欲求が強くなっていた時期に、日本の大陸政策はどのように進行していたのだろうか。本稿では、特に韓国をめぐる問題がどのように処理されていたのかを検討しようと思う。

主に、政策担当者と軍事戦略の担当者が韓国問題に対してどのような案を提示したのか、彼らの韓国についての認識はどのようなものだったのか、この過程において韓国問題と満州問題が日本の大陸政策においてどのような意味を持つのかを明らかにしたい。

1. 義和団事件と政策の混線

1900年8月14日、2ヶ月以上包囲されていた北京が8ヶ国の連合軍によって陥落されると、事態は急速に鎮静の局面に入った。8月20日当時、首相の山縣有朋は義和団事件の事後対策を明らかにした意見書で、「此ノ好機ニ乗テ朝鮮ヲ占領シ露ノ南下ヲ未然ニ禦クヘシ」という主張は、ロシア・フランス・ドイツと戦争を繰り広げようと言うに等しいと一蹴しながら、日本は周辺情勢を考慮して「北守南進の国是」に沿わなければならないと断言した¹。

諺ニ曰ク二兎ヲ追フ者一兎ヲ獲スト今各国共同シテ支那ニ獵スルニ當テハ先ツ南方ノ一兎ヲ追ヒ之ヲ獲ルノ後再ヒ北方ノ一兎ヲ追フモ未タ晩シト為サ、ルナリ曩ニ遼東ヲ還付シ威海衛ヲ棄テ續テ日露協商ヲ定メタルハ深く東亞ノ大勢ヲ察シ國力ノ虚盈ニ顧ミ北守南進ノ國是ヲ執リタルニ出ツ我カ南門ノ経営ヲ全クシ商工業ヲ發達スルハ福建浙江ノ要地ヲ占ムルニ非サレハ不可ナリ況ヤ事順ニシテ時機亦可ナルニ於テヤヤ²

実際に日本政府は僅か4日後の8月24日、陸軍と海軍を動員してアモイ(廈門)港の占領を企てた。このように速かに軍事作戦が行われたのをみると、上に引用した山縣の意見は、既に決定された事案について決意を新たにすする出兵の上奏に近いといえるだろう³。なんとしても「南方ノ一兎」を捕まえるというこの目標は、英国など西欧列強の強力な抗議で失敗に終わってしまった。もちろん台湾総督府を中心に撤兵反対の強硬論もあったが、列強との外交的関係を重視する伊藤博文らによって阻止された⁴。

¹ 大山梓『山縣有朋意見書』原書房、1966年、261-263頁。

² 同上書、261-263頁。

³ 小林は、アモイ出兵事件が政府レベルで準備され天皇の裁可も受けていたという事実を指摘している(小林道彦『日本の大陸政策 1895-1914』南窓社、1996年、38頁)。

⁴ 平塚篤編『伊藤博文秘録』(復刊本)原書房、1982年、133頁。

それでは、山縣がいう「北の残りの兎」を追うことはどうなったのか。「此ノ好機ニ乗シテ朝鮮ヲ占領シ露ノ南下ヲ未然ニ禦クヘシ」という主張が提起されているにもかかわらず、山縣首相はなぜ「北方ノ一兎」を二次的な目標として先送りしておいたのか。それは山縣の言葉通り、三国干渉の主体国との戦争を意味するためであったのかもしれない。このようにみると、日本の対外膨張を抑制する最も決定的な要因は、国内情勢ではなく国際的与件だった。

ここでは「朝鮮を占領してロシアの南下を防ぐ」という主張について、さらに具体的に注視してみよう。

2. 駐韓公使の「仁川占拠論」

林権助は、1899年6月に日本公使として韓国に赴任するやいなや、日本の商人を動員して馬山一帯の土地を買い入れることで、馬山を自らの不凍港にしようというロシアの企みを無にしたが、彼は義和団事件が勃発するとすぐ、自らの意見を外務大臣青木周蔵に上申した。

福建全省ノ征服ハ容易ノ業ニアラズ故ニ該地方ニ於テハ單ニ主要ナル港灣ヲ占約スル事ニ止メ而シテ他方ニ於テ我希望ヲ滿サルハノ已ムナキト存候

他方トハ即チ朝鮮半島ノ謂ヒニシテ場合ニヨリテハ平壤元山以北ニハ兵士ヲ屯駐セサル事ヲ條件トシテ露國ニ提議スルモ可ナルヘク時機宜シキヲ得バ彼亦首肯スルノ外ナカルヘキト思料致候

地形ニ於テ兵力ニ於テ刻下ノ問題解釋上最モ重要ナ原素タル帝國ハ必ス右ノ如キ好時機ニ逢着スル事ト存候ニ付キテハ今日ヨリ徐々ニ地歩ヲ固ムルノ手段ヲ講セラレテハ如何ニ候哉例ヘハ先ツ第一ニ數隻ノ軍艦ヲ常ニ仁川ニ置キテ渤海灣トノ連絡ヲ通シ(電信ノ如キモ滿洲及上海線ハ何時斷絶セラルハヤ難計ニ付或ハ天津仁川間ニ報知艦ヲ往復セシムル事必要ナルニ至ラン)進テハ純然タル我兵站根據地トセラルハ事モ可ナラズ左スレハ一時ニ世ノ耳目ヲ驚カスカ如キ事ナクシテ京城以南ハ自ラ我勢域ニ歸スヘキト存候⁵。(引用文の括弧は原文の括弧)

7月5日に送られたこの秘密文書は、日本政府が出兵を公式に決定する前に作成された林の意見書である。馬山浦土地買入事件でやや高まった自らの位置づけを意識しながら意見を開陳する、林の積極性が伺える。

林は今こそ日本が「北進」を執行する時点だと力説しつつ、当時大陸政策の基調だった北守南進論に正面から反駁した。ロシアと日本が韓国を適切な線で二分しようという林の韓国分割論は新しいものではなかったが、主に中国南方問題が議論されていた当時の状況において、韓国問題に対する注意を喚起しているという点で毛色が異なる印象を与えている。

林駐韓公使の「仁川占拠論」は、外務省や政府で真剣に検討された痕跡が捉えられないことから察すると、大きな呼応を得ることはできなかったようだ。もちろん林の説得作業が不足していたからだということも考えられるが、林の要求には軍事行動が含まれていたため、外務省が単独で決定できるものではなかったのだろう。政府からの具体的な指示をどうしても得られず、7月19日に林は

⁵ 外務省編纂『日本外交文書 第三十三卷別冊二 北清事變中』日本国際連合協会、1956年、379-380頁。

再度韓国問題に対する政府の決断を促した。

本官ノ察スル所ニ據レバ露國ハ滿洲ヘ大軍ヲ派遣セサルヲ得サルベク而シテ其ノ暴動鎮壓ハ露國ニ取り難事ナルベシ、尤モ其ノ結果ハ恐ラクハ滿洲ノ占領トナルベク斯クテ最終ノ協定ニ達スル場合ニハ露國ハ這般ノ危局ヨリ充分ナル報償ヲ收得スルナルベシ、因テ帝國政府ハ事態ノ變遷ニ應シ韓國ニ於ケル日本國ノ利益ヲ掩護固守スルノ計畫ニ就キ専心考慮セラルハコト必要ナリ⁶

林駐韓公使は、兵力派遣で奔走していた時期に自らの提案が受け入れられないことに対する不満は表に出さず、韓国における日本の権益保護が切実であることを訴えている。注目すべきなのは、林が韓国問題への注意を喚起するために、「ロシア警戒論」を活用しているという点である。

韓国問題に対する検討の要請が自分の思い通りに行われなかったため、林は再び長文の意見書を上申した。ここで林はロシアによって引き起こされる満州問題に、より具体的に言及した。

帝國政府ハ滿洲ノ全部又ハ其大部分露國ニ歸セントスルコトヲ注意セサルヘカラス(中略)露國ハ滿洲ニ於テ自由行動ヲ爲シ其占領シタル地方ヲ露國ノ領土ト爲スノ自由ヲ有スルニ至ルヘシ故ニ若シ露國ニシテ列國聯合ニ固着シ清國ノ保全ヲ維持スルニ注意シ居ルモノト云ハ、スル聲言ハ單ニ直隸省及清國內他ノ部分ニミ適用シ實際露國ノ領土ニ歸セントスル滿洲ニ對シ之ヲ適用スヘキカラスト思考セサルヲ得ス依テ本官ノ卑見ニテハ帝國政府ハ之ニ應シテ其清國ニ對スル政策殊ニ韓國ニ對スル政策ヲ改定セラルハコトヲ得策ナルベシ
右ノ事情ニ依リ本官ハ本官機密第五六號信ニ對シ帝國政府ノ格段ナル注意ヲ喚起シ且少ナクモ好時機又ハ必要ノ到來ニ際シテハ巨濟島ヲ占領セラレンコトヲ勸告セントス
本官ノ思考スル處ニ據レバ我國カ韓國ニ於テ如何ナル行動ニ出ルトモ若シ其行動ニシテ適度ノ範圍内ニシテ且必要上然カスヘキモノナルニ於テハ英米兩國ハ之ヲ以テ其利益ニ抗敵スルモノト思惟セサルベク又露國ニ於テモ之ヲ良シ其望ム所ニアラズトスルモ承諾ヲ與フベシ⁷

この意見書は7月23日に作成されたもので、ロシアの満州占領を既定事実として考え、韓国問題の解決を促している。また、満州がロシアによって中国本土から分離されるだろうとの指摘も興味深い。林は、ロシアが満州を軍事占領している状況に対処するためには、日本も韓国のどこかを軍事占領しなければならないという焦燥感をそのまま露にしている。林は「仁川占拠」が無理ならば、「巨濟島占領」程度はどうかという妥協案を提示してまで軍事占領に執着している⁸。

林は比較的客観的に周辺状況を把握し、事態の展開方向も正確に予測していたが、彼の政策

⁶ 同上書、384-385頁。

⁷ 同上書、389-391頁。1900年7月23日。

⁸ 近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記(第三卷)』鹿島研究出版会、1968年、247頁。林の議論は、ロシア公使の韓国二分論を拒絶するものである。「去十九日露公使イスポレスキー、伊藤侯に会見して、朝鮮を二分して日露兩國より守備兵を出す事を申こみたり。(中略)当初駐韓露公使パブロフより我林公使に申しも応ぜず(中略)夫故に当地にて申こみしならん。これに対して伊侯と山県(ママ)これを賛同するの意向に傾き、青木外相独り反対にて拒絶の意向なるよしとの事。」

的提案は外務省では具体的には論議されなかった⁹。その理由として2点を指摘できる。まず、彼の視野が韓国から脱しきっていないという点である。彼は東アジア全体の枠組の中で問題を検討するよりも、既存の「韓国分割論」の観点から代案を求めている。したがって政府の「北守南進論」に対する十分な配慮がなかったのである。第二は、林の主張が外交的チャンネルよりは軍事行動を好むという面で、本国政府に負担をかけているという点だ。林の主張は外務大臣の権限をはるかに越えていて、結果によっては内閣全体が責任を負わなければならない問題であった。

3. 駐ロシア公使の満韓交換論

1893年に外交官として海外勤務を開始した小村寿太郎は、外務省の中でも代表的な強硬派であった。義和団事件当時、彼は駐ロシア日本公使として派遣され、ロシアの動向を本国に報告する中で、7月22日大陸問題に対する自身の見解を披瀝した。

As the Korean question is to be settled between Japan and Russia, independently of the other Powers, which take no serious interest in Korea, the present moment is deemed most opportune in coming to understanding with Russia on a safe and permanent basis. Considering that Russian occupation of Manchuria would at all events become accomplished fact and that possibility of conflict with Russia would have (?) retarded Japanese industrial undertaking in Korea, the best course to be pursued would be to propose delimitation of spheres of influence, that is to say, Japan and Russia to have free hand in Korea and Manchuria respectively and to guarantee mutually commercial freedom in each sphere of influence. (斜体は原文のまま；訳者)

(他の列強は韓国に重大な利害を持っていないため、韓国問題は他の列強とは関係がなく、日露間で処理しなければならない問題であり、今が安全で恒久的な基盤の上でロシアと合意を導き出す絶好の機会とみられる。ロシアの満州占領は結局既定事実となり、またロシアと衝突する可能性は韓国における日本産業の進出を後退させると考えられるため、追求しなければならない最善の道は勢力範囲を確定することである。すなわち、日露両国は各々韓国及び満州で自由な手段を保有し、各自の勢力範囲の中でお互い通商の自由を保障すべきである¹⁰)。

意見書は短いが小村の構想がよく整理されている。まず小村は、韓国問題の利害当事国を日本とロシアに限定している。すなわち韓国問題は、日本とロシアが合意にさえ達すれば「安全で恒久的な基盤の上に」解決できるということだ。小村はその議論の出発から他の列強が韓国問題に介入することを許容していない。

次に小村は韓国問題と新しく浮上する満州問題を連係させている。この点において、小村は既存の韓国分割論の立場から脱却し、満州問題を通じて韓国問題を一举に解決しようという意図を持っていた。日本とロシアが「各々韓国及び満州で自由手段を保有しよう」という提案は、簡潔に言えば、満州はロシアが掌握し韓国は日本が掌握するという外交的表現に他ならなかった。ここ

⁹ 林権助『わが七十年を語る』第一書房、1935年、124-126頁。

¹⁰ 外務省編纂『日本外交文書 第三十三巻』日本国際連合協会、1956年、699頁。

に、いわゆる「満韓交換論」が外交担当者によって現実的対案として具体的に登場している場面を確認できる。

小村は自身の論理に隠されている問題点、すなわちロシアの満州に対する軍事占領の重みと、日本が韓国で享受している経済的優越性の重みを同質のものとして設定する矛盾については、全く言及しなかった。

小村の「満韓交換論」に対して、青木外相は7月26日に直ちに実行に移すことを訓令し、その訓令によって小村は7月29日まさにロシア外相に会うことになる¹¹。このロシア外相との会談で具体的な進展がみられないとみるや、ロシアの満州占領が終わろうとする10月2日、小村はヤルタに留まっているロシア最高実力者のウイッテ宰相を訪ね、会談を求めた。

即チ目下日本ハ韓国ニ於テ最大ノ利益ヲ有シ之ヲ十分ニ保護スルノ義務ヲ負フ露國ハ近時滿洲ニ於テ非常ニ莫大ナル利益ヲ設定シタルヲ以テ同シク之ヲ保護スルノ必要アルヘシ(中略)故ニ日露兩國ハ互ニ其ノ重大ナル利益ヲ保護スルニ自由ノ行動ヲ得ムコトヲ目的トシ之ヲ基礎トシテ從來ノ協商ニ代ルノ協商ヲ結ハムトセリ要スルニ現在ノ事情ヲ基礎トシテ之ニ關シ互ニ十分ニ保護ノ自由ヲ得ムコトヲ定メムコトハ久シク熟考シテ雙方ノ利益ト認メタル所ナリ¹²

世界最高の外交家の前でも萎縮せず自らの論理を堂々と展開した小村は、「満韓交換論」に基づき、ロシアと日本が互いに満州と韓国を分けて、その地域で「行動の自由」を保障することを要求した。「行動の自由」とは、いかなる時でも必要と判断されれば直ちに軍事行動に入ることができるというかなり幅広い裁量権を意味する。これは実質的に保護国段階を意味するもので、完全な植民地化の前段階といっても過言ではない。

義和団事件の時期に小村が提示した「満韓交換論」は、満州で行動の自由を確保したロシアと、韓国で未だ「行動の自由」を行使するほどには独占的地位を得られていなかった日本との取引であるといえる。仮に「満韓交換論」が実現されれば、日本は既定事実として固まっていたロシアの満州占領を認める代わりに、力を全く使わずに韓国を独占できることとなる。

もちろん当代の外交家ウイッテは小村の損益計算方法の矛盾を見逃さなかった。ウイッテは「予ノ所見ハ韓国ノ獨立及保全ヲ飽迄維持セムトスルニ在リテ聊モ之ヲ破ル傾アルコトハ一切互ニ避ケムト欲ス故ニ此ノ趣意ニ反スル協商ハ露國ハ蓋シ同意シ難キ所ナルヘシ」として小村の提案を一蹴した¹³。ウイッテは現在独立国家である韓国の独立性を前面に押し出して、小村の論理を簡単に負かしてしまった。うろたえた小村は、すぐに「予カ私意決シテ韓国ノ獨立ヲ傷ケムトスルモノニアラス只現ニ滿韓ニ於テ兩國カ有スル重大ナル利益ヲ保護スル爲行動ノ自由ヲ得ムト欲スルノ趣旨ニ外ナラス」と弁解すると、ウイッテは小村の論理が抱いている交換カードの不均衡を正確に指摘した。

¹¹ 同上書、705頁。以後、数回に渡って小村と青木の間には電信が往復した。

¹² 神川彦松監修、金正明編『日韓外交資料集成 第八巻』巖南堂書店、1964年、406-407頁。

¹³ 同上書、407頁。

露國若シ滿洲ヲ占領セムト欲セハ之ヲ遂行セムト容易ナリ即チ之カ占領ト否トハ全ク任意ナリ(中略)之ヲ占領スルノ意志ナキモ若シ形勢已ムヲ得スシテ滿洲ヲ露國領内ニ併合スルコトアラムカ日本ハ之ニ對シテ韓國ヲ占領スヘシト提言スルコトアラム其ハ理論トシテハ或ハ當ラムモ實際若シ滿洲ニシテ露領ニ入ラムカ韓國ニ對スル露國ノ位置ハ日本ニ比シテ一層密接重大トナルヲ以テ日本カ韓國ノ獨立ヲ傷ケムトスルコトハ露國ノ同意スル能ハサル所ナリ¹⁴

ウィッテ宰相は、軍事的占領が商業的優越性に比べられないぐらい強力だという事実を、詳しく説明している。小村の主張はそれなりに論理的完結性をそなえていたが、ロシアの宰相ウィッテによって挫折させられたのであった。

4. 義和団事件と陸軍の対応

日本の陸軍が初めてロシアを相手に作戦計画を検討したのは、義和団事件が勃発した1900年だといわれている¹⁵。義和団勢力の鎮圧に赫々たる功績を立て、国際舞台に華麗にデビューした日本の国際的地位は高まった。一方、ロシアは義和団勢力から鉄道と自国人を保護するという名分を前面に立てて単独で軍事行動¹⁶を開始すると同時に、列強との共同行動においても清国に対する自らの優位性を堅持しようとした¹⁷。義和団事件を契機に東アジアにおいて列強間の武力衝突に対する憂慮が高まっていた状況¹⁸を、陸軍はどのようにみていたのだろうか。

実際に参謀本部の情報活動は、東亜同文会のような対外強硬論派の在野団体と連携しながら中国各地で幅広く行われていたが、陸軍が政府の外交政策に直接関与した痕跡はそれほどみられない¹⁹。一例として、当時参謀本部を実質的に指揮していた寺内正毅参謀次長の日記を見ると、義和団事件について積極的に意見を開陳した内容はほとんどみられないかわりに、政府の決定

¹⁴ 同上書、407頁。

¹⁵ 「参謀本部が対露作戦計画に着手したのは、明治三十三年であった。(中略)これに対し参謀本部は、まだ確定した対露作戦計画なるものをもたなかった。」防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部(1) 昭和十五年五月まで』朝雲新聞社、1967年、91頁。

この『戦史叢書 大本営陸軍部(1) 昭和十五年五月まで』と、資料としての価値を認められている谷壽夫『機密日露戦史』(原書房、1966年)は、1900年を対ロシア戦略が本格的に検討された起点とみなしている。一方、沼田多稼藏『日露陸戦新史』(芙蓉書店、1980年)は、日英同盟が結ばれた1902年を転機として以前と以後の対ロシア戦略を区分している。筆者自身は、1900年を起点として見るのが全体的な流れを把握するのに有益だと考える。

¹⁶ 田中文一郎、外務省政務局第三課編『日露交渉史』原書房、1969年、312頁。

¹⁷ ロマーノフ『満洲に於ける露國の利權外交史』原書房、1973年、349頁。

¹⁸ 森山茂徳『近代日韓関係史: 朝鮮植民地化と国際関係』東京大学出版会、1987年、54頁。

¹⁹ 「我参謀本部は中央支那に於て張之洞との関係は甚親密にして張の昨今の動作は一我参謀本部の方針に遵ふもの如し。然るに劉坤一には左の関係なく手の付け難き有様にて寧ろ餘の交際最も深き位なれば同人に対しては同文会の手によるの外なしとの考もある模様なり(中略)而して我青木中佐は職を辭して今や袁の幕賓たり宋慶の軍にも日本人の幕賓ありといへり」。近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記(第三卷)』鹿島研究所出版会、1968年、201-202頁。

韓国問題においても、陸軍は義和団事件以前から相当に深く関与していた。馬山浦土地買収事件の場合が代表的である。森山茂徳『近代日韓関係史研究: 朝鮮植民地化と国際関係』(前掲書、第2章)、林権助『わが七十年を語る』(前掲書、118-136頁)などを参照。

に従って兵力を派遣した事実のみが簡略に記録されているだけである²⁰。大山巖参謀総長も、1901年4月にロシアに対する強硬論を主張する加藤高明外務大臣から諮問の要請を受けた際、ロシアと武力衝突を繰り返すことは「用兵上、利益にならない」という軍事的見解のみを明らかにすることどまった²¹。このように、義和団事件を契機として展開される一連のロシア対応策において、陸軍の指導層は外務省よりもむしろ慎重な態度を取っていた。

いずれにせよ、1900年に東北アジアの国際情勢の変化の中で、日本陸軍は初めてロシアに対する作戦計画を検討し始めた²²。参謀本部は当時東北アジアに駐屯しているロシア軍の兵力を、歩兵48大隊(約4万8千名)、騎兵72中隊、砲兵20中隊とみて、ロシア軍の後方補給能力を勘案すると、20万～24万の兵力が動員可能な範囲だと算定していた²³。このような軍事力の評価を土台に、3つの対ロシア作戦計画案が作成された。

第一案 ニコ師団をもって旅順を攻略する。

第二案 約一〇師団をもって満州方面からハルピンに向かい作戦する。

第三案 北韓地方または沿海州もしくはこの両方面に上陸してニコリスクに向かって作戦する²⁴。

これは、東北アジアに進出したロシア軍の配置を前提として、戦闘の可能性のあるあらゆる地域を作戦地域として想定した概略的な作戦案だといえる。作戦目標や理由が明示されていないため、3つの作戦案の連繋性はよくわからないが、満州作戦を重要視している点は注目するに値する。しかし、作戦案の内容と当時の政治的状況を考慮してみると、対ロシア作戦計画の戦略的目標はロシア軍を撃退した後、満州を掌握することではなく、山縣首相が「朝鮮國ハ我利益線ノ範圍内ニ在ルヲ以テ如何ナル困難モ之ヲ排斥シテ我帝國ノ利益ヲ維持擴充セサル可カラス」と主張したように、韓国の完全掌握にあったとみられる²⁵。

上の研究案は、参謀本部が陸軍の作戦方針として正式に採択する段階にまでは至らず、一つの研究案としてしか認められなかった²⁶。すなわち、いくつかの関係者の個人的な意見に過ぎなかったということである。このような作戦案が陸軍の戦略として公式的に認められない背景には、やはり「我國現今ノ狀況ハ軍備ノ擴張未タ其ノ全ヲ告ス財政モ亦今年ヲ以テ漸ク整理ノ緒ニ就キタル有様ナレハ目下露國ト戦端ヲ開クカ如キコトハ力テ之ヲ避ケサル可カラサルハ言ヲ待タサル也」と

²⁰ 1900年5月30日、「出務ス一昨日來清國ニ於テ義和團暴発シ鐵道電信ノ破壊ヲ爲セリ各國護衛ノ爲メ兵ヲ招致セリ」(山本四郎編『寺内正毅日記:1900-1918』京都女子大学、1980年)と、寺内の日記に義和団事件の記事が初めて現れて以来、その後2個師団の動員が決定(6月18日、山本四郎編『寺内関係文書 首相以前』京都女子大学、1984年、55頁)され、第5師団の動員命令(6月25日、同書、56頁)が出るまでには、寺内参謀次長は内閣の決定に忠実に従うのみで、自らあるいは陸軍の意見を政府側に反映させようとする動きをみせていなかった。

²¹ 加藤伯伝記編纂委員会編『加藤高明』上巻、宝文館、1929年、444頁。

²² 谷壽夫『機密日露戦史』前掲書、1966年、94頁。

²³ 沼田多稼藏『日露陸戦新史』、前掲書、15頁。

²⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室、前掲書、91頁。

²⁵ 「対韓政策意見書」大山樺、前掲書、254頁。

²⁶ 防衛庁防衛研修所戦史室、前掲書、91頁。

いう山縣首相の政治的判断が影響力を及ぼしていたと考えられる²⁷。

毎年作成される公式的な陸軍の「年度作戦計画」は、日露戦争時期まで本土防御戦略を中心にした守勢的作戦計画だった²⁸。しかし、ロシアの膨脹に対する危機意識から、対ロシア戦略が検討されていたことも事実である²⁹。

5. 日英同盟交渉と韓国問題

1900年11月、伊藤博文がロシアとの交渉を通じて韓国問題と満州問題を解決するためにヨーロッパから到着したとき、秘密裏に推進されていた日英同盟は、既に英国側の草案が提示された状態であった。一步遅れてこの事実の通告を受けた伊藤は、激怒と背信感を隠せず、桂太郎首相に日英同盟を延期するように勧告した。日本では直ちに元老会議が招集され、ここに外相小村寿太郎の意見書が提出された。その意見書は、「清韓兩國ハ我邦ト頗ル緊切ナル関係ヲ有シ就中韓國ノ運命ハ我邦ノ死活問題ニシテ頃刻ト雖モ之ヲ等閑ニ付スヘカラス故ニ」³⁰ロシアとの交渉を試みたが満足な解決に至らなかったという文章から始まっている。ここで小村外相が使用している「韓国ノ運命ハ我邦ノ死活問題」という表現は、単純なお決まりの表現に過ぎないものなのだろうか。そうではなく、実際的な内容を含んでいるものなのだろうか。

ロシアと交渉するのか、英国と同盟するのかで意見が紛糾していた8月頃に、桂首相は井上馨に送った書簡で、いずれの国と交渉をしたとしても、その要点は「朝鮮問題の解決」にあると強調した³¹。このように桂内閣の韓国問題に対する執念は、日英同盟の交渉過程でも如実に表れている。まず英国駐在日公使林董が、1901年4月頃英国、ドイツとの三国同盟を構想する時も、第3項の条項に「日本國ハ韓國ニ於テ何レノ國ヨリモ多大ナル利害關係ヲ有スルニ依リ其韓國ニ於ケル自由行動ヲ許スヘキ事」とし、韓国問題の重要性を強調した³²。その後に送った秘密文書で林董公使は、「自由行動」の条項が将来ロシアとの「葛藤」が発生したときにも有効なものだという点

²⁷「対韓政策意見書」前掲書、254頁。

²⁸ 谷壽夫、前掲書、94頁。

²⁹ 陸軍の公式的な作戦計画については、高田甲子太郎の「国防方針制定以前の陸軍年度作戦計画」(軍事史学会編『軍事史学』20-1、1984年)が最も精密に検証された研究であると思われる。

³⁰「清韓兩國ハ我邦ト頗ル緊切ナル関係ヲ有シ就中韓國ノ運命ハ我邦ノ死活問題ニシテ頃刻ト雖モ之ヲ等閑ニ付スヘカラス故ニ……」(1901年12月7日、外務省編纂『日本外交文書 第三十四卷』日本国際連合協会、1956年、66頁)。

³¹「将来直接魯と和するか、戦て和するか、英と同盟して而して魯に談判を開くか、何れにして朝鮮外一件の始末を付くるに悉皆基因するものにて、我れに利あるの策を取るに外ならず(単に我が目的を達するに容易なる方法を取るに外ならず)。……既に定まりたる国是即ち朝鮮問題の解決に付其の方法を講ずるは實に急務と存じ候」(1901年8月28日「井上宛桂書翰」伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』塙書房)。

³²「一、清國ニ於ケル門戸開放及ヒ領土保全ノ政策ヲ維持スル事
二、何國ト雖モ既往公表セラレタル協商ニ依リテ既ニ清國ヨリ取得シタルヨリ以外ノ領土權ヲ取得スルヲ許ササル事
三、日本國ハ韓國ニ於テ何レノ國ヨリモ多大ナル利害關係ヲ有スルニ依リ其韓國ニ於ケル自由行動ヲ許スヘキ事
四、軍事及ヒ本協定ノ有効期間ニ關スル取極ハ本官電信第六十四號ニ述ヘタル如クスル事
五、英獨協商ハ引續キ有効タルヘキ事
六、本協定ハ絶東ニ起ル事件ニノミ之ヲ適用シ其行動範圍ヲモ絶東ニ限局スヘキ事
(1901年4月17日「三国協定の基礎案提言ノ件」外務省編纂、前掲書、34卷、10頁)。

を明らかにした³³。

1901年7月頃、ドイツが抜けて英国と日本の間に同盟交渉が本格的に論議され、同盟の大きな枠組みが構成されていた。7月31日、経験豊富な英国のランズダウン外相が満州における日本の利害関係を確認すると、林董公使は次のように答弁した。

余ノ意見ニ依レハ滿洲ニ於ケル日本ノ利害ハ間接ナリ然レトモ若シ露國ニシテ滿洲ノ資源ヲ開拓セハ遂ニ朝鮮ヲ占領スルニ至ルヘシ是レ日本ノ極力防止セサル可ラサル所ナリ故ニ余ノ意見ニ依レハ第一露國ヲシテ出来得ル限り滿州ヨリ遠サカラシメ、第二結局交戦ノ止ム可ラサル場合ニ際シ露國ヲシテ如何ナル第三國ノ援助ヲモ得サラシムルコト日本ニ取りテ必要ナリト³⁴

この席でも、林董公使はランズダウン外相に、韓国問題が「日本の死活問題」であるという表現を使用している³⁵。日本の外務省も林に韓国問題を外交政策の「根本主義」として徹底して主張することを要求している³⁶。これをみると、日英同盟交渉において、韓国問題は妥協のために準備された譲歩カードでなく、放棄できない絶対条件であることが分かる。

それにもかかわらず、英国は11月7日に日本に提示した草案で、韓国問題を正式条項に入れずに前文で処理した。

不列顛及ヒ日本兩國政府ハ偏ニ東亞ニ於ケル現状及ヒ全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ韓國カ如何ナル外國ニモ併吞セラレサルコト及ヒ清國ノ獨立ト領土保全ヲ維持シ同國ニ於ケル商業及ヒ工業ニ付キ各國均等ノ企業權ヲ享有スルコトニ關シ特別ナル利益關係ヲ有スルヲ以テ(中略)左ノ如ク約定セリ³⁷

英国は経済についての「特別な利害関係」は認めたが、清国と韓国の独立と領土保全の原則は譲れなかった。つまり、日本を含むいかなる国家に対しても特別な優位や独占的な地位を認めず、それを将来保証するという内容も挿入しなかった。英国の草案に含まれた同盟の目的は、ロ

³³ 「日本ハ朝鮮ニ於テ他國ヨリモ巨大ノ利害關係ヲ有スルニ付同盟國ハ朝鮮ニ對シ日本ニ自由ノ行動ヲ許スヘシ朝鮮ニ於ケル日本ノ商工業ノ權利ハ露國モ日露協商ニヨリ之ヲ認メ居ルモノニシテ英獨共朝鮮ニハ僅少ノ利益ヲ有スルニ過キササルニ付是非共日本ノ朝鮮ニ對スル行動ノ自由ヲ認メシメサルヘカラス又殊更ニ此箇條ヲ要スル所以ノモノハ將來朝鮮問題ニ關シ日露ノ間ニ葛藤起ルニ當タリ英獨共露國ヲ援ケス又次ノ箇條ニヨリ佛國等第三國ノ露國ヲ援ケルコトヲ防キ戰後英獨ハ勿論第三國ノ我ニ干渉シ來ルヲ豫防スルカ爲メ有之候」(1901年4月24日「日英獨三国同盟ノ基礎條項ニ關シ上申ノ件」外務省編纂『日本外交文書 第三十四卷』日本國際聯合協會、1956年、15-16頁)。

³⁴ 「余ノ意見ニ依レハ滿洲ニ於ケル日本ノ利害ハ間接ナリ然レトモ若シ露國ニシテ滿洲ノ資源ヲ開拓セハ遂ニ朝鮮ヲ占領スルニ至ルヘシ是レ日本ノ極力防止セサル可ラサル所ナリ故ニ余ノ意見ニ依レハ第一露國ヲシテ出来得ル限り滿州ヨリ遠サカラシメ、第二結局交戦ノ止ム可ラサル場合ニ際シ露國ヲシテ如何ナル第三國ノ援助ヲモ得サラシムルコト日本ニ取りテ必要ナリト」(1901年8月1日、外務省編纂、前掲書、34卷、25頁)。

³⁵ 外務省編纂、前掲書、25頁。

³⁶ 「首相外相から林公使へ」外務省編纂、前掲書、27頁。

³⁷ [前文] 不列顛及ヒ日本兩國政府ハ偏ニ東亞ニ於ケル現状及ヒ全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ韓國カ如何ナル外國ニモ併吞セラレサルコト及ヒ清國ノ獨立ト領土保全ヲ維持シ同國ニ於ケル商業及ヒ工業ニ付キ各國均等ノ企業權ヲ享有スルコトニ關シ特別ナル利益關係ヲ有スルヲ以テ下名ハ正式ニ各其政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ左ノ如ク約定セリ(1901年11月7日、「日英協約草案英外相ヨリ提出ノ件」外務省編纂、前掲書、39頁)。

シアの勢力拡大の防止と現状維持であった。林公使は当然強い不満を吐露した³⁸。以後韓国において「行動の自由」を確保するための日本と英国の綱引きが続いた。だが、英国も簡単に退くことはなかった。ランスダウン外相も「英国が韓国において日本の侵略手段を支援したかのように解釈されるかもしれない」と指摘し、「行動の自由」条項の侵略的性格を明確にした。結局日英同盟の条文は、「行動の自由」条項を設定せず、前文と第1条に韓国に対する「特別な利益」を認める線で妥協がなされた。

[前文]大不列顛國及日本國ノ政府ハ偏ニ極東ニ於ケル現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於ケル商業工業ニ付各國均等ノ企業權ヲ享有スル事ニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一條 大不列顛國及日本國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ兩國何レモ該二國ニ於テハ全ク何等侵略的意思ヲ有スル事ナキヲ聲明ス尤モ日本國政府ハ韓國ニ於テ日本國カ有スル政治上並ニ商業上ノ特別ナル利益ニ關シ英國皇帝陛下政府ノ注意ヲ喚起シ英國皇帝陛下ノ政府モ亦均シク清帝國ニ於ケル大不列顛國ノ特別ナル利益ニ就キ注意ヲ喚起シタリ

依テ兩國政府ハ若シ右等ノ利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニヨリ侵迫セラレタル場合ニハ何レモ各自ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クベカラザル措置ヲ採リ得ヘキコトヲ承認ス³⁹

これで韓国における日本の「自由行動」は「他の国家の侵略的行動」や「干渉を必要とする所業」が発生した場合に制限されたが、ロシアとの戦争が起きれば日本は条約に基づいて、いつでも韓国で「自由行動」が可能になった。

6. 日英同盟と陸軍の対応

1902年1月30日、英国と日本は秘密裏に「日英同盟」を締結し、2月10日に同時に公表した⁴⁰。日英同盟という新しい枠組みは、日本の対外政策だけでなく軍事戦略にも大きく制約を加えること

³⁸「右協約案は、我が輩が是れまでランスダウン侯に話した所と、大體に於ては矛盾しないが、併し我輩の最も重きを置いた朝鮮問題に関する文言は、単に何れの外国たりとも朝鮮の併合はさせないと云う許りであつて、特に日本の朝鮮に有する莫大な利益を、英国政府で確に認めると云う文言がない。又日本が其利益を保護する爲め執るべき措置をば、英国が妨碍しないと云う保證もないから、是非是等の點を明白にし、協約の文面に、其辺の意味を含んだ文字を挿入することにしたい。若し其れが、他国に対する遠慮から差支があると云うことなら、其部分だけ密約にして置いてでも好かろうと思つたから、右協約案と共に、自分の意見を、本国政府へ電報した。」(林董「日英同盟の真相」『後は昔の記 他—林董回顧録』平凡社東洋文庫173、1970年、341-342頁)。

³⁹ [前文]大不列顛國及日本國ノ政府ハ偏ニ極東ニ於ケル現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於ケル商業工業ニ付各國均等ノ企業權ヲ享有スル事ニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一條 大不列顛國及日本國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ兩國何レモ該二國ニ於テハ全ク何等侵略的意思ヲ有スル事ナキヲ聲明ス尤モ日本國政府ハ韓國ニ於テ日本國カ有スル政治上並ニ商業上ノ特別ナル利益ニ關シ英國皇帝陛下政府ノ注意ヲ喚起シ英國皇帝陛下ノ政府モ亦均シク清帝國ニ於ケル大不列顛國ノ特別ナル利益ニ就キ注意ヲ喚起シタリ

依テ兩國政府ハ若シ右等ノ利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニヨリ侵迫セラレタル場合ニハ何レモ各自ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クベカラザル措置ヲ採リ得ヘキコトヲ承認ス

(外務省編纂『日本外交文書 第三十五卷』日本國際連合協会、1956年、1-2頁)。

⁴⁰ 同上書、19-20頁。

になった。実際に、日英同盟は妥協の幅が広い外交分野よりも、敵と友邦の区分がはっきりした軍事戦略において、より一層大きな規制力を発揮した。日英同盟が調印された後、両国の軍事担当者らは条約文に言及されている軍事に関する条項⁴¹を具体化するために、日英の陸海軍代表者会議を開いた。この会議はロンドンで1902年7月7日と8日の両日間にわたって秘密裏に行なわれた⁴²。この会議では英国が参戦することになる場合(第三国がロシア側に加担する場合)に備えるため、さまざまな関連事項が決議された。その中で陸軍に関する内容は次の通りである。

- 一 日本は三週間に精兵二八萬の野戦動員可能、イギリスの海外動員兵力はまず三軍團一二萬、長時間準備の場合はさらに一〇萬、
- 二 ロシアはまず四二日以内に滿州に一二万人を送り得、事後急速に増兵しうるので、第一次集中前に早期に決戦せねばならず、すくなくともイギリス軍一軍團の急派を希望する。
- 三 イギリスのフランス軍に対する対策……(後略)⁴³

陸軍に関する内容だけをみても、ロシアとの武力的対決を前提として両国の関係者間に具体的なやりとりがあったことが分かる。ただし、両国が提示している動員兵力の数値はすこし誇張されているように感じる部分はなくはない。例えば日本の精鋭兵28万は、当時陸軍の13個師団を戦時体制のように2倍以上増員させたとしても、確保するのが難しい数であった。一方、世界各地の植民地において少なからぬ難題を抱えている英国が提供するという22万の兵力もまた、同様に誇張されていた。上の決定事項は、英日両国の軍代表が秘密会談をしてまで決議した内容にしては、過度に現実性を欠如しているといわざるをえない。

このような結果について、2点を指摘することができると考えられる。第一に、日英同盟が世間に公開された以上、東アジアで第三国⁴⁴がロシア側に加担して英国と日本を敵に回す事態は起こらないだろうという状況判断が通底しているといえる。逆にロシアとの戦争が起きる場合、それは日本とロシアの一对一の対決になる可能性が非常に高いということを意味する。軍関係者もこのような事実を十分に認識していたために、それぞれ誇張した数値を提示できたのだと考えられる。第二に、このような軍関係者の協議を通して、日英同盟が招いた日露間の対立構図が一層明瞭になったという点だ。今や、ロシアが南下に固執した場合には、日本との軍事衝突が必然的に起こる東アジア国際情勢が形成されていたのである。

このように日英同盟以後東アジアにおいて新しい力学関係が成立することによって、軍事関係

⁴¹ 日英同盟の条約には軍事に関する事項が具体的に規定されていないが、同盟調印者の意見として軍事に関する内容が添加された(前掲書、2頁)。

⁴² 日本側からは福島安正少将(参謀本部二部長)、伊集院五郎海軍少将(常備艦隊司令官)、玉利親賢海軍大佐(駐英公使館付武官)、宇都宮太郎少佐(駐英公使館付武官)、財部彪海軍少佐(常備艦隊参謀)らが参席した。

⁴³ 防衛庁(所蔵)「日英両国軍事関係書類」、1902年。

⁴⁴ この場合、第三国に該当する列強はフランスとドイツ程度だといえるだろう。しかし、実際に可能性が高い国家は、北側の国境でロシアと対峙しているドイツより、ロシアのシベリア鉄道および東清鉄道に莫大な資本を投入しているフランスだろう。

者は1902年8月頃ロシアに対する作戦を検討し始めた⁴⁵。参謀本部のこのような動きは前でも見たように日英同盟の締結にともなう後続措置という意味もあるが、同時に満州周辺のロシア軍の動向に対する反応ともいえる。実際に日本側の調査によれば、東アジアのロシア軍は1900年に比べて1902年には2倍近くに増加していたためである⁴⁶。また4年間のロシア留学を終えて帰国した田中義一少佐が参謀本部に復帰したことも、対ロシア作戦を研究する活力源のひとつになった。

日英同盟の成立、満州に配置されたロシア軍の増加、日英軍事協議会など、戦略的環境の急速な変化に対処する参謀本部の姿を、当時参謀本部の部員だった佐藤鋼次郎の記録から垣間見ることができる。

明治三五年(1902)の夏であった。参謀本部第一部部員田中少佐は、露國通であるので、早晩日露戦争の避くべからざるを主張し、彼が露國で研究した材料を以て、露軍の極東に於ける集中計畫を種々に想定し、之に対する我軍の作戦計畫を研究しつつあった。我輩も忙しかったので夏期休暇のできなかつたのは云うまでもないことである。当時の夏季は正午退庁のため、広い参謀本部の内に、御苦勞千万にも、居残って仕事をしている者は、田中少佐や我輩共二、三人に過ぎなかつたが、田中少佐とは縷々対露作戦に関して共に研究し、旅順攻撃に就いては、田中少佐は我輩の意見に賛成していた⁴⁷。

このように、ロシアに対する戦略は参謀本部の少数の部員らによって検討されていた。ここで、帰国したばかりの田中少佐のロシアに関する情報と知識が活用され、対ロシア作戦計画が具体化されたのである⁴⁸。この対ロシア作戦計画は、海軍が制海権を掌握した場合と、できなかった場合に分けて作成された⁴⁹。まず海軍が黄海と東海(訳注:日本海)の制海権を掌握した場合、陸軍は主作戦を満州で、副作戦をウスリー方面に展開し、ロシアの野戦軍を撃破する。主作戦のために5個師団を動員し、平壤の入口である南浦に上陸させる。そして副作戦のために2個師団を動員して東海岸の羅津に上陸させる⁵⁰。一方、海軍がロシア海軍との決戦を避けて、対馬海峡のみを確保する場合には、陸軍は韓国南海岸に上陸して北上する作戦を取るという内容だった⁵¹。

⁴⁵ 1902年8月の対ロシア作戦計画の原案も確認されていないが、谷壽夫『機密日露戦史』、沼田多稼藏『日露陸戦新史』、『田中義一伝記』(田中義一伝記刊行会、原書房、1981年)などに簡単に言及されている。ただし、『機密日露戦史』の場合は1901年8月に記録されているが、これは他の資料を参照してみると1902年が正確だと思われる。

⁴⁶ 谷壽夫、前掲書、94頁。鉄道部隊と要塞兵はほとんど変わらなかったが、歩兵は48大隊から105大隊に、騎兵は82中隊から132中隊に、砲兵は20中隊から32中隊に、工兵は4中隊から8中隊に増加された。野戦歩兵と工兵は満州地域を中心に2倍あるいはそれ以上増員されたことがわかる。特に、満州に配置された野戦部隊は、黒龍軍閥やシベリア軍閥に比べて後備役の比重が非常に低い正規兵中心の部隊だった。このような統計上の数値のみをみても、ロシアが満州の軍事経営に力を注いでいることが容易に感知できる。

⁴⁷ 佐藤鋼次郎、『旅順を落とすまで』、あけぼの社、1924、52-53頁。

⁴⁸ 実際に田中少佐は参謀本部の松川第1部長の下でロシア膨脹を担当し、中堅層の対ロシア戦略の研究をリードしていた。(田崎末松『評伝田中義一:十五年戦争の原点 上巻』平和戦略総合研究所、1981年、57頁)。

⁴⁹ 1902年8月の対ロシア作戦計画案についても、多数の関係資料から概略的な内容が確認されるのみである。その中でもやはり谷壽夫『機密日露戦史』と沼田多稼藏『日露陸戦新史』がもっとも原資料に近いと思われる。

⁵⁰ 沼田多稼藏、前掲書、16-17頁。

⁵¹ 同上書、16-17頁。

満州とシベリアを含め、東アジアに既に15万名の兵力を保有しているロシア⁵²に比べ、韓国に若干の臨時兵力しか配置していない日本の状況を考慮してみると、満州に入ってロシアの野戦軍を撃破するという戦略は大胆な発想といえる。これを後世の研究者もロシアに対する最初の攻勢的作戦計画として評価している⁵³。このような評価が下されたのは、ロシアの勢力の下にある満州を主作戦地として想定した点と、ロシアの主力との決戦を通して勝負を決定づけようという姿勢が攻勢的な印象を植え付けたためと考えられる。この作戦案は、たとえ研究案⁵⁴に過ぎなかったとしても、日露戦争直前に陸軍が採択した対ロシア作戦計画とほぼ一致しているという点で非常に重要な意味をもっている。

ここで1902年8月に作成された対ロシア作戦案(以後「8月の研究案」と呼ぶ)が抱えている問題点を1、2点指摘しておきたい。まず、佐藤中佐が「旅順攻撃に就いては、田中少佐は我輩の意見に賛成していた」と語ったように、2人の関係者が意見の一致をみた旅順攻略作戦が、「8月の研究案」には全く反映されなかった点である。自他ともに認めるロシア通の田中と、砲兵出身で要塞戦術に精通していた佐藤⁵⁵の見解が一致した案件であったにもかかわらず、結局最終案には採択されなかった。

そればかりか、「8月の研究案」は満州を主作戦地として想定したにもかかわらず、満州作戦について具体的に言及されていなかった。むしろ主作戦地でもなく副作戦地でもない韓国については、比較的具体的な内容にまで言及している。すなわち、軍事作戦において序盤の勝敗を左右する可能性のある上陸地点が、南浦や羅津など、韓国に対する作戦が明記されているのである。作戦の目標が満州のロシア軍の主力を撃破することなら、強いて道路事情もよくない韓国に上陸地点を設定して軍の機動力を犠牲にしてまでも迂回する必要がないだろう。主作戦地にどれくらい早く主力を集中させることができるかが勝敗を左右する近代戦の常識に照らしてみると、1902年「8月の研究案」は相互に矛盾する内容を含んでいるといえる。

「8月の研究案」が議論された過程は詳細には明らかになっていないが、ひとつはつきりと確認できることは、一部の参謀本部要員が主張した攻勢的な満州戦略が最終的な目標として受容されはしたものの、それ以上具体化されることはなかったという点だ。すなわち、「陸軍は主作戦を満州で、副作戦をウスリーで展開してロシアの野戦軍を撃破する」という作戦の目標を設定しながらも、実際には「主作戦のために5個師団を動員して平壤の入口である南浦に上陸させる。そして副作戦のために2個師団を動員して東海岸の羅津に上陸させる」という韓国中心の作戦計画に塗り替えられてしまったのだ。中堅層からの積極的な作戦構想が陸軍指導層を説得するには力不足だ

⁵² 防衛庁(所蔵)、「日英両国軍事関係書類」。もちろんロシア軍には相当数の後備役が含まれていたため、戦闘遂行能力がその分落ちるということも事実である。

⁵³ 沼田多稼藏、前掲書、94頁。

⁵⁴ 参謀本部内では重要な議題は定期的にかかれる部長会議で論議されたが、田中を中心とした部員らの対ロシア戦略研究は部長会議を通じて参謀本部や陸軍全体の作戦方針として採択された痕跡がみられない。したがって「研究案」という位置付けをあたえるほかないと思われる。

⁵⁵ 佐藤鋼次郎、前掲書、13頁。佐藤は、日本陸軍において唯一川上参謀総長の命令を受けてドイツ(プロイセン)砲兵部隊に派遣されて教育を受けた砲兵将校である。帰国後教育總監部を経て1902年に参謀本部に配置され、田中とともに旅順攻略作戦を検討した(14頁を参照)。

ったといえる。結局、「8月の研究案」は「韓国の掌握」という従来の政策的課題だけが十分に反映された作戦計画になってしまった。

満州中心の作戦を主張した中堅参謀たちが「8月の研究案」に対して満足できなかつたろうということは容易に推量できる。彼らの中で田中義一少佐は、同年の秋から冬にかけて「随感録」という意見書を作成して、田村参謀本部次長に直接提出した。ここで田中はロシアに対する作戦の目標と内容を次の通り詳細に叙述した。

(前略)果たして然らば、将来予期する我が戦略上の目標は、之を何処に求む可きか、(中略)必ずや其の目標は近く之を極東に求め、而してその地点方向は、敵[ロシア]に大なる損害と、大なる苦痛とを与うべき処たらざる可からず。(中略)換言すれば東清鉄道は、彼れの極東に於ける動脈にして、其の一部の遮断または以て全生命を左右すると云うても敢て不可なし。故に我作戦の目的は、先ず東清鉄道を破壊すると共に、旅順大連灣を滅却し、尚お成し得れば北進してハルピンを占領し、以て東西の交通を遮断するに在り。([]による注釈は筆者による。)⁵⁶

田中少佐が考える作戦の目標は、「敵に大なる損害と、大なる苦痛とを与うべき処」を破壊することだった。満州にあるロシア軍の拠点や交通手段を占領してロシア軍の交通手段を遮断するならば、ロシア軍は当然戦争の遂行が不可能になるだろう。田中少佐の戦略構想は、あくまでも満州に焦点を合わせて、ロシア軍の満州根拠地を徹底して破壊する点が大きな特徴だった。このため、ロシア海軍の要塞である旅順の破壊と陸軍の動脈である東清鉄道の遮断が最大の作戦目標として設定された。もちろん、田中少佐は韓国上陸作戦についても言及しているが、彼にとって対ロシア戦略の核心は満州作戦だった。

以上でみたように、1902年段階の対ロシア戦略は、一部の中堅参謀の積極的な満州作戦を軍の上層部が一部認めるというような、中途半端な形態で現れた。すなわち「8月の研究案」に表れているように、最終的な目標は満州にありながらも、具体化されたのは韓国作戦だけという、二重の指向性をもった作戦計画になってしまったのだ。このような分裂現象は、何といても韓国を日本の勢力圏内に確保しなければならぬという従来の政治的命題が軍事戦略にも強く反映された結果であるとみられる。純粋な軍事戦略的側面からみると、最善の選択とはいえないものの、満州作戦と韓国作戦が初めて結びついたという点において、日露戦争に一步迫ったロシア戦略が現れたと評価できるだろう。

結び

義和団事件を経て、韓国に対する日本の政策はロシアの満州占領に刺激されて具体化された。特に韓国問題は満州問題と関連づけられて「満韓交換論」という形態で現れたが、その核心は相変わらず韓国問題の解決にあった。

⁵⁶ 「随感録」田中義一伝記刊行会編、前掲書、上巻、188-192頁。

韓国問題の重要性は、日英同盟を締結する過程においても明確に確認されている。韓国での「自由行動」が日英同盟の本質的な目的ではなかったにもかかわらず、日本政府は執拗に英国を説得したが、結果的に十分な成果を勝ち取れなかった。

日英同盟締結以後、それまで慎重だった陸軍の場合もロシアに対する積極的な戦略を構想しはじめ、若い参謀を中心としたそのような動きは、次第に参謀本部内で大きな流れを形成するに至った。韓国問題の重要性は、初期軍事戦略の内容でも十分に検証されている。

日本の旺盛な膨脹欲求は国際的与件によって制御されたり挫折させられたりする場合はあっても、国内的要因によって自主的に制御される場合はそれほどみられなかった。これが近代日本の勢力膨脹の特徴を成しているのかどうかの検証は、今後の課題である。

引用された注の原文

注5

福建全省ノ征服ハ容易ノ業ニアラズ故ニ該地方ニ於テハ單ニ主要ナル港灣ヲ占約スル事ニ止メ而シテ他方ニ於テ我希望ヲ滿サルハノ已ムナキト存候

他方トハ即チ朝鮮半島ノ謂ヒニシテ場合ニヨリテハ平壤元山以北ニハ兵士ヲ屯駐セサル事ヲ條件トシテ露國ニ提議スルモ可ナルヘク時機宜シキヲ得バ彼亦首肯スルノ外ナカルヘキト思料致候

地形ニ於テ兵力ニ於テ刻下ノ問題解釋上最モ重要ナ原素タル帝國ハ必ス右ノ如キ好時機ニ逢着スル事ト存候ニ付キテハ今日ヨリ徐々ニ地歩ヲ固ムルノ手段ヲ講セラレテハ如何ニ候哉例ヘハ先ツ第一ニ數隻ノ軍艦ヲ常ニ仁川ニ置キテ渤海灣トノ連絡ヲ通シ(電信ノ如キモ滿洲及上海線ハ何時斷絶セラルハヤ難計ニ付或ハ天津仁川間ニ報知艦ヲ往復セシムル事必要ナルニ至ラン)進テハ純然タル我兵站根據地トセラルハ事モ可ナラン左スレハ一時ニ世ノ耳目ヲ驚カスカ如キ事ナクシテ京城以南ハ自ラ我勢域ニ歸スヘキト存候(引用文の括弧は原文の括弧)

(外務省編纂『日本外交文書 第三十三卷別冊二 北清事變中』日本国際連合協会、1956年、379-380頁)

注6

本官ノ察スル所ニ據レバ露國ハ滿洲ヘ大軍ヲ派遣セサルヲ得サルベク而シテ其ノ暴動鎮壓ハ露國ニ取り難事ナルベシ、尤モ其ノ結果ハ恐ラクハ滿洲ノ占領トナルベク斯クテ最終ノ協定ニ達スル場合ニハ露國ハ這般ノ危局ヨリ充分ナル報償ヲ收得スルナルベシ、因テ帝國政府ハ事態ノ變遷ニ應シ韓國ニ於ケル日本國ノ利益ヲ掩護固守スルノ計画ニ就キ專心考慮セラルハコト必要ナリ

(同上書、384-385頁)

注7

帝國政府ハ滿洲ノ全部又ハ其大部分露國ニ歸セントスルコトヲ注意セサルヘカラス(中略)露國ハ滿洲ニ於テ自由行動ヲ爲シ其占領シタル地方ヲ露國ノ領土ト爲スノ自由ヲ有スルニ至ルヘシ故ニ若シ露國ニシテ列國聯合ニ固着シ清國ノ保全ヲ維持スルニ注意シ居ルモノト云ハ、スル聲言ハ單ニ直隸省及清國內他ノ部分ニミ適用シ實際露國ノ領土ニ歸セントスル滿洲ニ對シ之ヲ適用スヘキカラスト思考セサルヲ得ス依テ本官ノ卑見ニテハ帝國政府ハ之ニ應シテ其清國ニ對スル政策殊ニ韓國ニ對スル政策ヲ改定セラルハコトヲ得策ナルベシ

右ノ事情ニ依リ本官ハ本官機密第五六號信ニ對シ帝國政府ノ格段ナル注意ヲ喚起シ且少ナクトモ好時機又ハ必要ノ到来ニ際シテハ巨濟島ヲ占領セラレンコトヲ勸告セントス

本官ノ思考スル處ニ據レバ我國力韓國ニ於テ如何ナル行動ニ出ルトモ若シ其行動ニシテ適度ノ範圍内ニシテ且必要上然カスヘキモノナルニ於テハ英米兩國ハ之ヲ以テ其利益ニ抗敵スルモノト思惟セサルベク又露國ニ於テモ之ヲ良シ其望ム所ニアラズトスルモ承諾ヲ與フベシ

(同上書、389-391頁。1900年7月23日)

注10

Powers, which take no serious interest in Korea, the present moment is deemed most opportune in coming to understanding with Russia on a safe and permanent basis. Considering that Russian occupation of Manchuria would at all events become accomplished fact and that possibility of conflict with Russia *would have* retarded Japanese industrial undertaking in Korea, the best course to be pursued would be to propose delimitation of spheres of influence, that is to say, Japan and Russia to have free hand in Korea and Manchuria respectively and to guarantee mutually commercial freedom in each sphere of influence. (斜体は原文のまま; 訳者)

(他の列強は韓国に重大な利害を持っていないため、韓国問題は他の列強とは関係がなく、日露間で処理しなければならない問題であり、今が安全で恒久的な基盤の上でロシアと合意を導き出す絶好の機会とみられる。ロシアの満州占領は結局既定事実となり、またロシアと衝突する可能性は韓国における日本産業の進出を後退させると考えられるため、追求しなければならない最善の道は勢力範囲を確定することである。すなわち、日露両国は各々韓国及び満州で自由な手段を保有し、各自の勢力範囲の中でお互い通商の自由を保障すべきである)

(外務省編纂『日本外交文書 第三十三卷』日本国際連合協会、1956年、699頁)

注12

即チ目下日本ハ韓國ニ於テ最大ノ利益ヲ有シ之ヲ十分ニ保護スルノ義務ヲ負フ露國ハ近時滿洲ニ於テ非常ニ莫大ナル利益ヲ設定シタルヲ以テ同シク之ヲ保護スルノ必要アルヘシ(中略)故ニ日露兩國ハ互ニ其ノ重大ナル利益ヲ保護スルニ自由ノ行動ヲ得ムコトヲ目的トシ之ヲ基礎トシテ従来ノ協商ニ代ルノ協商ヲ結ハムトセリ要スルニ現在ノ事情ヲ基礎トシテ之ニ關シ互ニ十分ニ保護ノ自由ヲ得ムコトヲ定ムコトハ久シク熟考シテ雙方ノ利益ト認メタル所ナリ

(神川彦松監修、金正明編『日韓外交資料集成 第八卷』巖南堂書店、1964年、406-407頁)

注13

予ノ所見ハ韓國ノ獨立及保全ヲ飽迄維持セムトスルニ在リテ聊モ之ヲ破ル傾アルコトハ一切互ニ避ケムト欲ス故ニ此ノ趣意ニ反スル協商ハ露國ハ蓋シ同意シ難キ所ナルヘシ
(同上書、405-408頁)

注14

露國若シ滿洲ヲ占領セムト欲セハ之ヲ遂行セムコト容易ナリ即チ之カ占領ト否トハ全ク任意ナリ(中略)之ヲ占領スルノ意志ナキモ若シ形勢已ムヲ得スシテ滿洲ヲ露國領内ニ併合スルコトアラムカ日本ハ之ニ對シテ韓國ヲ占領スヘシト提言スルコトアラム其ハ理論トシテハ或ハ當ラムモ實際若シ滿洲ニシテ露領ニ入ラムカ韓國ニ對スル露國ノ位置ハ日本ニ比シテ一層密接重大ナルヲ以テ日本カ韓國ノ獨立ヲ傷ケムトスルコトハ露國ノ同意スル能ハサル所ナリ
(前掲書、405-408頁)

注24

第一案 ニコ師団をもって旅順を攻略する。
第二案 約一〇コ師団をもって満州方面からハルピンに向かい作戦する。
第三案 北韓地方または沿海州もしくはこの両方面に上陸してニコリスクに向かつて作戦する。
(防衛庁防衛研修所戦史研究室『戦史叢書 大本營陸軍部〈1〉昭和十五年五月まで』朝雲新聞社、1967年、91頁)

注34

余ノ意見ニ依レハ滿洲ニ於ケル日本ノ利害ハ間接ナリ然レトモ若シ露國ニシテ滿洲ノ資源ヲ開拓セハ遂ニ朝鮮ヲ占領スルニ至ルヘシ是レ日本ノ極力防止セサル可ラサル所ナリ故ニ余ノ意見ニ依レハ第一露國ヲシテ出来得ル限り滿州ヨリ遠サカラシメ、第二結局交戦ノ止ム可ラサル場合ニ際シ露國ヲシテ如何ナル第三國ノ援助ヲモ得サラシムルコト日本ニ取りテ必要ナリト
(1901年8月1日、外務省編纂『日本外交文書 第三十四卷』日本国際連合協会、1956年、25頁)

注37

[前文]不列顛及ヒ日本兩國政府ハ偏ニ東亞ニ於ケル現状及ヒ全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ韓國カ如何ナル外國ニモ併吞セラレサルコト及ヒ清國ノ獨立ト領土保全ヲ維持シ同國ニ於ケル商業及ヒ工業ニ付キ各國均等ノ企業權ヲ享有スルコトニ關シ特別ナル利益關係ヲ有スルヲ以テ下名ハ正式ニ各其政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ左ノ如ク約定セリ
(1901年11月7日、「日英協約草案英外相ヨリ提出ノ件」外務省編纂『日本外交文書 第三十四卷』日本国際連合協会、1956年、39頁)

注39

[前文]大不列顛國及日本國ノ政府ハ偏ニ極東ニ於ケル現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於ケル商業工業ニ付各國均等ノ企業權ヲ享有スル事ニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

第一條 大不列顛國及日本國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ兩國何レモ該二國ニ於テハ全ク何等侵略的意思ヲ有スル事ナキヲ聲明ス尤モ日本國政府ハ韓國ニ於テ日本國カ有スル政治上並ニ商業上ノ特別ナル利益ニ關シ英國皇帝陛下政府ノ注意ヲ喚起シ英國皇帝陛下ノ政府モ亦均シク清帝國ニ於ケル大不列顛國ノ特別ナル利益ニ就キ注意ヲ喚起シタリ

依テ兩國政府ハ若シ右等ノ利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニヨリ侵迫セラレタル場合ニハ何レモ各自ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クベカラザル措置ヲ採リ得ヘキコトヲ承認ス

(外務省編纂『日本外交文書 第三十五卷』日本国際連合協会、1956年、1-2頁)

注43

一 日本は三週間に精兵二八萬の野戦軍動員可能、イギリスの海外動員兵力はまず三軍團一二萬、長時間準備の場合はさらに一〇萬、

二 ロシアはまず四二日以内に滿州に一二萬人を送り得、事後急速に増兵しうるので、第一次集中前に早期に決戦せねばならず、すくなくもイギリス軍一軍團の急派を希望する。

三 イギリスのフランス軍に對する對策……

(防衛庁(所蔵)「日英両国軍事關係書類」1902年)

注47

明治三五年の夏であつた。参謀本部第一一部員田中少佐は、露國通であるので、早晩日露戦争の避くべからざるを主張し、彼が露國で研究した材料を以て、露軍の極東に於ける集中計画を種々に想定し、之に對する種々なる我軍の作戦計画を研究しつつあつた。我輩も忙しかつたので夏期休暇のできなかったのは云うまでもないことである。當時の夏季は正午退廳のため、廣い参謀本部の内に、御苦労千萬にも、居残つて仕事をしている者は、田中少佐や我輩共二、三人に過ぎなかつたが、田中少佐とは屢々對露作戦に關して共に研究し、旅順攻撃に就いては、田中少佐は我輩の意見に賛成していた。

(佐藤鋼次郎『旅順を落とすまで』あけぼの社、1924年、52-53頁)

注56

果たして然らば、将来予期するわが戦略上の目標は、之を何処に求む可きか、(中略)必ずや其の目標は近く之を極東に求め、而してその地点方向は、敵に大なる損害と、大なる苦痛とを與ふべき処たらざる可からず。(中略)換言すれば東清鉄道は、彼れの極東に於ける動脈にして、其の一部の遮断まだは以て全生命を左右すると云うても敢て不可なし。故に我作戦の目的は、先ず東清鉄道を破壊すると共に、旅順大連灣を滅却し、尚お成し得れば北進してハルピンを占領し、以て東西の交通を遮断するに在り。

(「隨感録」田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記 上巻』原書房、1981年、188-92頁)

批評文(原田環)

本論文は、日露戦争以前において、日本の満州作戦と韓国作戦が1902年8月の参謀本部の対ロシア作戦案によって初めて結びつけられた過程を追ったものである。

(批評)

1)「8月の研究案」の内容については概略的にしか解らないとしているのに(注49)、「日露戦争直前に陸軍が採択した対ロシア作戦計画とほぼ一致している」とどうして判断できるのだろうか。またどういう点が一致していたのか。

2)「8月の研究案」では、日露両軍の補給問題をどのように考えていたのか。

3)「8月の研究案」の二重指向性を持った作戦計画が満州作戦重視に変わるのはいつの時点か、またその理由は何か。

執筆者コメント

筆者は、1900年の義和団事件以降、急変する東アジア情勢の下で日本が韓国を掌握、先占、独占しようとする動きが、単に外交的次元だけで行なわれたのではなく、軍事戦略的次元においても同じく進められていたということを論証しようとした。この時期、日本の政策担当者は韓国問題（先占と独占）をためらわず「日本の死活問題」と決めつけていた。そうした過程を一言で要約するなら、「侵略の過程」と言える（論文では「侵略」という用語を使わなかったが）。まず、核心的な内容についての評価が省略されているのは残念だ。

また、紙面の関係で日英同盟以降の軍事戦略については充分論証しなかった。1902年の夏、参謀本部が検討した軍事作戦案は満州のロシアの主力軍撃退という攻撃的目標を立てながらも、実際に具体化した内容は韓国を対象とした軍事作戦がその全てだった。筆者はそうした目標と内容との不一致、または二重性を指摘するにとどまった。意外にも軍事作戦計画の二重性は相当期間持続し、1903年12月、陸軍作戦案にもそのまま反映されている（『機密日露戦史』防衛庁戦史部、95頁、『陸軍軍戦備』戦史叢書、44頁）。満州軍事作戦が陸軍の公式的立場で具体化されたのは、結局1904年に入ってようやく可能となった。

軍事作戦計画案の二重構造が示す根本的な理由は、満州のロシアの主力軍を除去することが軍事戦略の究極の目的であるにもかかわらず、韓国の掌握と支配という政治外交的な目的が軍事的戦略にまで反映していたためだ。それは日露戦争における韓国問題と、満州問題の性格を見定める重要な尺度となりうる。